

表 税額控除の対象となるための調達価格割合(注)

バッテリー用重要鉱物		バッテリー用部品	
米国が有効な自由貿易協定を結んでいる国で抽出または処理された、あるいは北米でリサイクルされたものの価格における割合		北米で製造または組み立てられたものの価格における割合	
販売時期	割合	販売時期	割合
2023年中	40%	2023年中	50%
2024年中	50%	2024～2025年中	60%
2025年中	60%	2026年中	70%
2026年中	70%	2027年中	80%
2027年1月1日以降	80%	2028年中	90%
—	—	2029年1月1日以降	100%

(注)「懸念される外国の事業体 (Foreign Entity of Concern)」で抽出、処理、リサイクルされた重要鉱物、当該事業体で生産、組み立てられた部品は、割合にかかわらず税額控除の対象外となる。

(出所)「インフレーション削減法案」からジェトロ作成